

永社協発第71号

令和5年7月21日

区長様

社会福祉法人 永平寺町社会福祉協議会

会長 多田博幸

《公印省略》

永平寺町社会福祉協議会 福祉委員の選出について（ご依頼）

時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、社会福祉事業の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、当会では、身近な区（集落）単位の福祉の推進を目的とした福祉委員制度を設けています。貴区におかれましても、福祉委員がご活躍されているところでございますが、現福祉委員の任期は令和5年12月31日をもって満了となります。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、下記および別添事項にご留意のうえ貴区より2名の次期福祉委員（再任可）を選出くださいますようお願いいたします。

なお、区の実情等（戸数が少ない等）に鑑み、2名が難しいと判断される場合は事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 任 期 令和6年1月1日～令和7年12月31日（2年間）
2. 報 告 別紙報告書に必要事項をご記入のうえ、令和5年11月30日（木）までに同封の封筒にて返送をお願いします。（FAX可 61-1797）

＜お問い合わせ先＞

社会福祉法人 永平寺町社会福祉協議会（松岡事務所）

〒910-1127 吉田郡永平寺町松岡吉野塚 15-44

TEL61-6003/Fax61-1797

＜担当 面谷・本谷＞

永平寺町社会福祉協議会 福祉委員報告書

令和 年 月 日

区

区長名

ふりがな
福祉委員氏名

(才)

住 所

電話番号

携帯電話

ふりがな
福祉委員氏名

(才)

住 所

電話番号

携帯電話

《提出先》

令和5年11月30日（木）までに同封の封筒にて返送お願いします。

(FAX可 61-1797)

〒910-1127 永平寺町松岡吉野塚 15-44

永平寺町社会福祉協議会 地域福祉推進課

TEL61-6003/FAX61-1797

福祉委員制度の概要

福祉委員とは、地域で様々な福祉活動をしていただくボランティアです。制度の概要は下記のとおりです。

■選出方法：地域福祉の向上に関心を持ち、積極的に活動しうる永平寺町在住の住民で、当該地区の区長の推薦を受けた方を永平寺町社協会長が委嘱します

■任期：2年（再任を妨げません）

■役割：

- (1) 福祉ニーズの把握および連絡
- (2) 小地域ネットワークの形成
- (3) 地域住民の福祉意識の啓発および福祉情報の提供
- (4) 社協の日常的活動に対する積極的協力
- (5) 地域福祉活動およびその発展に資する意見具申
- (6) その他、目的達成の為に必要な活動

現在、少子高齢化や地域での共助基盤の弱まり、孤立等、様々な生活・福祉課題があります。それらの課題に対し、行政や一部の専門機関だけで発見したり、24時間対応するのは困難です。

そのような生活・福祉課題に対し、地域の中で「みつける」「しらせる」、行政や福祉関係機関に「つなぐ」ことができること。また、地域住民同士が「つながり」、福祉の情報を「ひろめあう」、様々な福祉課題に「気づける」「助け合える」そんな地域づくりにご協力をお願いします。